

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

- 第1条 県は、人手不足に直面する中小企業者等が、人口減少下であっても生産性を向上させることで持続的成長を成し遂げるため、機器・ITツール等を活用し、省力化に取り組む経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 製品カテゴリ ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品であり、その動作原理や外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。
- (2) 機器・ITツール等 機械装置、器具備品、システム及びITツールを指す。
- (3) 機械装置等 機械装置及び器具備品を指し、システム及びITツールを含まない。
- (4) 省力化製品 製品カテゴリに含まれる省力化に資する機器・ITツール等を指す。
- (5) リース等 リース、レンタル、クラウド及びサブスクリプションサービス等を指す。
- (6) 新規導入 機器・ITツール等を新たに導入することを指す。
- (7) 設備更新 既存の機械装置等を、性能・機能面の向上を伴う新しいものに取り換えることを指す。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、別表1に定める中小企業者等で次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者）であること。
 - (2) 人手不足の状態として、以下のいずれか一つに該当し、省力化を進める必要があること。ただし、申請日において従業員が0人の場合は、人手不足の状態がウに該当し、かつ、申請日時点で求人を実施している場合に限る。
 - ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
 - イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
 - ウ 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。
 - エ アからウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある。
 - (3) 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。
 - (4) 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号、以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの
- (5) その他知事が適当でないと思つた者

（補助対象事業、補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助対象事業、経費及び補助率等は、別表2のとおりとする。

2 次に掲げる事業は補助の交付対象としない。

- (1) 事業を営むに当たつて関連する法令及び条例等を遵守していないもの。
- (2) 親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に補助対象事業に係る業務等を依頼するもの。
- (3) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業であるもの。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 第1項に定める申請書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

4 補助対象事業者は、別紙1及び別紙2の誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対して様式第2号の2の不交付決定通知書により通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 規則第7条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第4号の計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表3に掲げる変更とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号の補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければ

ばならない。

4 第1項に定める報告書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第7号の補助金額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払いは、精算払いによるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第8号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後5年とする。

(処分制限財産の指定)

第14条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、当該財産（リース等を除く）の取得価格の単価が50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ書面により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(リース等の解約・利用停止)

第15条 補助事業者は、補助対象となるリース等について、解約・利用を停止しようとするときは、あらかじめ書面により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者が当該承認によりリース等を解約・利用停止をする場合、知事は補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助事業等の公開)

第16条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業者

1 補助対象事業者は以下のいずれかに該当する者とする。ただし、2の「みなし大企業」等は除く。

(1) 資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人。

業種	資本金	従業員数(常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、 旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

※ 資本金は資本の額又は出資の総額をいう。

※ 常勤従業員は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。)上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条(昭和22年法律第49号)の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

(2) 組合等 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「強化法」という。)第2条第1項第6号から第8号に定める法人(企業組合等)であり、下記に該当する法人。

ア 企業組合

イ 協業組合

ウ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

エ 商工組合、商工組合連合会

オ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会

カ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

キ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

ク 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

(酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

(酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ケ 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

コ 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・強化法第2条第5項第1号から第4号に規定するもの
- ・企業組合、協同組合

(3) 前号以外の法人 次のいずれかに当てはまる者

ア 以下の全ての要件を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が300人以下であること。
- ・ 税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。

イ 以下の全ての要件を満たす社会福祉法人

- ・ 社会福祉法第32条に規定する所官庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ・ 従業員数が300人以下であること。
- ・ 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。

2 以下のいずれかに該当する者は補助の対象とならない。

(1) みなし大企業 次のいずれかに該当する者は大企業とみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに1(1)の表の数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2) 1に該当しない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、法人格の無い任意団体及び法人設立後（個人事業主は開業後）最初に到来する決算日を迎えていない事業者は補助の対象とならない。

別表 2 (第 4 条関係)

	新規導入	設備更新
補助対象事業	<p>1 補助対象事業者が、県内の事業所等において新たに導入する機器・ITツール等を活用し、省力化に取り組む事業</p> <p>2 補助対象事業者における役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であること。</p> <p>(1) 従業員数 10 人までの事業者 4 時間×従業員数 以上</p> <p>(2) 従業員数 11 人以上の事業者 4.5 時間以上</p>	<p>1 補助対象事業者が、県内の事業所等において既存の機械装置等を更新し、省力化に取り組む事業</p> <p>2 補助対象事業者における役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であること。</p> <p>(1) 従業員数 10 人までの事業者 4 時間×従業員数 以上</p> <p>(2) 従業員数 11 人以上の事業者 4.5 時間以上</p>
	<p>※ 省力化に取り組む事業が 1 次産業（農業・林業・漁業）である事業は補助対象とならない。</p>	
補助対象経費	<p>1 省力化製品(*)の購入費（中古品の購入、リース等の利用料を含む）</p> <p>2 上記 1 に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の 2 分の 1 以下とする。</p> <p>* 別に定める製品カテゴリに含まれる省力化に資する機器・ITツール等のこと。</p> <p>※ 既存の機器・ITツール等を更新する場合は対象外とする。</p>	<p>1 更新する機械装置等（付随するシステムを含む）の購入費中古品の購入、リース等の利用料を含む）</p> <p>2 上記 1 に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の 2 分の 1 以下とする。</p> <p>※ 新たに機械装置等を導入・追加する場合は対象外とする。</p>
	<p>※ 補助金の交付決定後に着手（契約、発注を含む）したもの</p> <p>※ 知事が別に定める日までに支払が完了するもの</p> <p>※ 中古品の購入については、同一条件による 2 者以上の見積書の提出を必要とする。</p> <p>※ リース等の補助対象期間は最大 1 年間までとする。</p> <p>※ 以下の場合には補助対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用性の高いハードウェア製品（PC、タブレット端末、スマートフォン、固定電話、カメラ、コピー機、読み取り機器等）のみの購入費 直接間接を問わず、国等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているもの（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等） 	
補助率	補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内 補助額：15 万円以上 200 万円以下	補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内 補助額：50 万円以上 750 万円以下
補助額	<p>※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

別表 3 (第 7 条関係)

軽微な変更	【補助金の減額】 補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が 20%以内のもの
--------------	---

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 補助事業を実施するに当たり、法人等が、1から4までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（5に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

別紙 2

申請に関する誓約事項

私は、埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金の申請をするに当たり、下記の内容について誓約します。

誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。

- 申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽や不正はありません。
- 規則及び交付要綱等（以下「要綱等」という。）の記載内容を理解し、同意したうえで補助金を申請します。また、要綱等に反したことにより、本補助金交付決定の全部又は一部を取り消されても異議を申し立てません。
- 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還することに応じます。
- 埼玉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 補助を受けようとする事業について、国、都道府県、市町村等が助成（左記以外の機関が、国等から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の補助制度（以下、これらを「他の補助制度」という。）の交付決定を受けていません。
これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請書及び提出書類の記載内容を共有することに同意します。
なお、現在他の補助制度に申請中の場合、本補助金と他の補助制度で同一事業に対して交付決定を受けた場合はどちらかを取り下げます。
- 本補助金に採択された場合、商号又は名称（法人番号を含む）、事業実施場所の市区町村を埼玉県が公表することに同意します。また、補助事業の事業計画内容について、埼玉県が公表する際には協力します。（※特許取得や関係会社の機密情報など、公表できない事情がある場合を除く。）
- 審査結果等について従い、審査経過及び審査結果の内容に関する問い合わせは行いません。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

様式第1号（第5条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
交付申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事

申請者住所
会社名
代表者名

下記により埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容
別添のとおり

2 補助事業の区分
新規導入 ・ 設備更新 ※いずれか当てはまる方に○

3 補助事業対象経費及び補助金交付申請額

補助事業対象経費 円

補助金交付申請額 円

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
交付決定通知書

産支第 号
令和 年 月 日

（補助事業者） 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請の埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
2 支払条件 精算払
3 条件

- (1) 補助事業者は、本通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が20%以内である場合を除く。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業等により取得、又は効用が増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (7) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15条）の適用を受ける。

様式第2号の2（第6条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
不交付決定通知書

産支第 号
令和 年 月 日

（補助事業者） 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請の埼玉県中小企業人手不足対応支援補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しました。

記

不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
会 社 名
代 表 者 名
電 話

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容
別紙のとおり

様式第4号（第7条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
計画変更承認書

産支第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定し、令和 年 月 日付けで補助事業計画変更承認申請があった埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金については、申請のとおり変更を承認し、下記のとおり補助金交付決定額を変更します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額（変更前） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額（変更後） | 金 | 円 |

様式第5号（第8条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業を
下記の理由により中止（廃止）したいので、埼玉県中小企業人手不足対応支援事業
補助金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

1 理由

2 中止期間（廃止の時期）

様式第6号（第9条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
実績報告書

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
会 社 名
代表者名
電 話

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が完了しましたので、埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容
別添のとおり
- 2 補助事業の区分
新規導入 ・ 設備更新 ※いずれか当てはまる方に○
- 3 補助事業に要した経費

金 円

様式第7号（第10条関係）

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
補助金額の確定通知書

令和 第 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした標記補助金について、埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金
交付請求書

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により額の確定があった埼玉県中小企業
人手不足対応支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先 (金融機関コード:) (支店コード:)
金融機関名 銀行 支店

預金の種別 普通 当座 口座番号

(フリガナ) ()
口座名義